

④ 犯罪被害者等の安全の確保

再被害防止措置の推進

犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を持っています。特に暴力団の犯罪被害者の中には、いわゆる「お礼参り」などを恐れて届出をちゅうちょし、泣き寝入りするなどのケースが見受けられます。



緊急通報装置の貸出し(被害者は模擬)

犯罪被害者等が警察に安心して届出ができるようにするためには、このような不安を解消し、犯罪被害者等が加害者から再び危害を加えられないようにすることが

警察に求められています。

そこで警察では、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールを強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、犯罪被害者等への危害を未然防止するため、種々の対策を講じています。

再被害防止要綱

警察では、犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止要綱」を制定し、これに基づく措置を実施しています。

この要綱では、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定すること、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等を行うこと、法務関係機関との連携を強化することなどについて定めています。

⑤ 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備

施設の改善

犯罪被害者等の事情聴取に当たっては、警察では、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、施設の改善に努めています。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、犯罪被害者等の希望する場所に機動的に赴き、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取や実況見分等を行うことができる「被害者支援車両」を導入し、犯罪被害者等からの相談対応や届出の受理、事情聴取等に活用しています。



被害者支援車両内(被害者は模擬)

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、犯罪被害者等支援活動を推進する「指定被害者支援要員制度」が、各都道府県警察で導入されています。

対象事件

- 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯
- ひき逃げ事件、交通死亡事故等事件
- その他必要と認められる事件

活動内容

- 付添い
 - ・ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
 - ・ 実況見分の立会い
 - ・ 自宅等への送迎
- ヒアリング
 - ・ 心配事の相談受理
 - ・ 事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助
- 説明
 - ・ 「被害者の手引」の交付
 - ・ 刑事手続等の説明
 - ・ 家族、会社、学校等に対する説明
- 定期的な被害者連絡
- 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、部外のカウンセラー等の紹介